

開催・令和元年 9月 5日

所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子			
件 名	東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
1. 要 旨 (1) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める内閣府令が改正された。このことにより、上記条例の一部を改正するものである。 (2) 改正内容 第1条の改正（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準） 特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保についての特例を追加する。 第2条の改正（子ども・子育て支援法） ① 子ども・子育て支援法の改正により「支給認定」との略称が「特定教育・保育給付認定」に改められることに伴い、用語の改正をする。 ② 幼児教育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱いが変更となるため、運営基準上、特定教育・保育施設が利用者負担額とは別に保護者から支払を受けることができる食事の提供に要する費用の範囲に、2号認定子どもの副食費を新たに追加する。 (3) 施行日 第1条の規定は公布日、第2条の規定は令和元年10月1日からとする。 (4) 影響及び効果 国の制度設計を基本とした、幼児教育の無償化を進めることができる。						
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 7月4日文書課に審査依頼 7月12日文書課より内閣府令に疑義がある旨連絡あり、内閣府に問い合わせたところ誤りである旨回答があった。 8月2日再度内閣府に問い合わせし、官報の修正が早くても8月下旬となる旨回答あり。文書課と協議し今後対応を検討。 8月30日官報の訂正について通知。						
3. 留意事項（問題点等） 特になし						
4. 主管部処理案（検討結果等） 令和元年第3回市議会定例会追加議案として提出したい。						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。